

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は公布の日から、第三十二条の改正規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。